

高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の徴収事務の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条の規定に基づき、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号）別表第1の2に掲げる家庭系一般廃棄物処理手数料の徴収事務（以下「徴収事務」という。）の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託者の事業者要件等)

第2条 徴収事務の委託を受けることができるものは、次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 市内において日常生活用品の販売業務を営んでいる小売業者又は市内の郵便局、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）第1条に規定する商工会をいう。）若しくは地域コミュニティ協議会であること。
- (2) 指定収集袋の交付を市内の店舗又は事務所（以下「店舗等」という。）で取り扱うことができること。
ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) その者に課税された本市の市税の額のうち、次項の規定による申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日以後に到来するものを除く。）を滞納していないこと及び国税（市長が定めるものに限る。）について当該滞納していない事実を誓約すること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項から第11項までに規定する営業を営んでいないこと。
- (5) 処理手数料の徴収及び高松市指定金融機関等（高松市会計規則第19条第1項から第3項までに規定する指定金融機関等をいう。以下同じ。）への納付のほか、公金の適正な処理、指定収集袋の厳正な管理等を行うことができること。

2 継続事業者（申請書兼申出書提出日において本事業における指定公金事務

取扱者の指定を受けている事業者をいう。)が徴収事務の委託を受けようとする場合は、第1号及び第2号に掲げる書類を市長に提出するとともに、第3号に掲げる確認を受けなければならない。

(1) 高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書兼指定公金事務取扱者指定申出書(様式第1号)

(2) 財産的基礎要件に関する誓約書(様式第1号の2)

(3) 第1号に規定する申請書兼申出書を提出する日の属する年度から引き続きこの要綱に規定する徴収事務に係る委託契約を同一の事業者と締結する場合において、その年度の契約内容が事故なく円滑かつ誠実に履行されている事実に係る主管の長による確認

3 新規事業者(初めて本事業の指定公金事務取扱者の申請書兼申出書を提出する事業者又は過去に本事業の指定公金事務取扱者の指定を受けたことがあるが申請書兼申出書提出日において指定を受けていない事業者をいう。)が徴収事務の委託を受けようとする場合は、第1号及び第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書兼指定公金事務取扱者指定申出書(様式第1号)

(2) 財産的基礎要件及び社会的信用等要件に関する誓約書(様式第1号の3)

4 市長は、第2項又は前項に規定する書類の受理(第2項第3号の規定による確認を含む。)をした場合、当該指定を受けようとする者が、指定公金事務取扱者としての要件を満たすか審査をし、当該審査の結果、当該要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であることを認め、指定をしようとするときは、指定公金事務取扱者指定通知書(様式第1号の4)により、委託する公金事務に係る歳入等及び公金事務の委託期間を定めて、当該申請書兼申出書を提出した者に通知するものとし、指定をしないこととしたときは、指定公金事務取扱者不指定通知書(様式第1号の5)により、当該申請書兼申出書を提出した者に通知するものとする。

(委託契約の締結等)

第3条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による申請及び申出をした者が、

同条第1項から第3項までに規定する要件に適合し、かつ、相当と認めるときは、徴収事務の委託契約を締結することができる。

- 2 前項の委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）は、別に定める証票を店舗等（連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する事業をいう。以下同じ。）の加盟者にあつては、当該加盟者の店舗）の見やすい場所に掲示することができる。

（受託者の責務）

第4条 受託者は、前条第1項の委託契約を遵守するとともに、次の事務を適正に行わなければならない。

（1） 指定収集袋の交付事務

家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ及び破碎ごみに限る。）の処理を、市長が定期に行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処理によって行おうとする市民に対し、指定収集袋の交付を行う。

（2） 徴収事務

前号の市民から、指定収集袋の交付と引換えに処理手数料を徴収する。

（3） 納付事務

徴収した処理手数料を適正に管理し、市長が発送する納入通知書により、高松市指定金融機関等に市長が指定する日までに納付する。

（4） 指定収集袋の発注事務及び在庫管理事務

市長の指定する配送業者に指定収集袋を発注し、納品された指定収集袋の受領及び確認をするとともに、在庫管理を適正に行う。

（手数料の徴収）

第5条 受託者は、手数料を徴収した際は、会計管理者に届け出た領収印を押印した領収書を、当該手数料を納付した者に交付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、会計管理者の承認を得たレシート等領収書に代わるものを交付することができる。

- 2 受託者は、指定収集袋の交付後において、手数料の返還に応じてはならない。

（手数料の払込み）

第6条 受託者は、手数料について、当月分を翌月の末日（その日が銀行法

(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日)までに、市長が発送する納入通知書により高松市指定金融機関等に払い込まなければならない。

(届出義務)

第7条 受託者(連鎖化事業を行うものに限る。)は、指定収集袋を取り扱う連鎖化事業の加盟者を追加し、又はその一部を取り消そうとするときは、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店(追加・取消)届(様式第2号)により、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該取消しに係る加盟者は、交付された証票を速やかに市長に返却しなければならない。

2 受託者は、第2条第2項又は第3項の高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書兼指定公金事務取扱者申出書又は前項に規定する追加届の記載事項に変更が生じたとき(第10条第2項に規定する場合を除く。)は、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録事項変更届(様式第3号)により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

3 受託者は、相当期間徴収事務に従事することができない場合(連鎖化事業の加盟者の一部が、相当期間徴収事務に従事することができない場合を含む。)は、あらかじめ、その理由及び期間について市長に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は、委託契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。ただし、連鎖化事業を行う者が、連鎖化事業の加盟者に委託業務を行わせる場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第9条 受託者に支払う委託料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の委託料は、高松市会計規則第84条第1項第2号の規定により、手数料に係る現金から繰り替えて支払うものとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(委託契約の解除)

第10条 市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約

を解除することができる。

- (1) 徴収事務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
- (2) 受託者がその責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
- (3) 受託者が第2条第1項から第3項までのいずれかに掲げる要件に適合しなくなったとき。

2 受託者は、自己の都合により委託契約を解除しようとするときは、その30日前までに、高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店解除届（様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 解除を受けた受託者は、在庫管理している指定収集袋及び交付された証票を速やかに市長に返還するとともに、既に徴収している手数料を直ちに高松市指定金融機関等に払い込まなければならない。

（事務の引継ぎ）

第11条 受託者は、委託契約が満了したとき、又は前条の規定により委託契約の解除が行われたときは、直ちに、徴収事務に関する書類等を整理し、市長に引き継がなければならない。

（検査等）

第12条 市長又は会計管理者は、受託者（連鎖化事業の加盟者を含む。）の保管する現金及び帳簿について、随時検査をし、又は報告を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表（第9条関係）

種類	委託料（10袋につき）
指定収集袋（大）	44.0円
指定収集袋（中）	33.0円
指定収集袋（小）	22.0円
指定収集袋（特小）	11.0円
指定収集袋（超特小）	5.5円

備考 委託料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月15日から施行する。
- 2 収納事務の委託を行うための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月分に係る指定収集袋の取扱実績の報告については、従前の方法による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定、様式第2号の次に2様式を追加する改正規定並びに次項及び第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する指定収集袋（超特小）に係る収納事務の委託を行うための必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 改正後の様式第2号に規定する様式による用紙は、平成28年9月分以降に係る報告について使用し、同年8月分までに係る報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の指定収集袋の取扱実績に係る報告及び委託料の支払について適用し、同日前の指定収集袋の取扱実績に係る報告及び委託料の支払については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の指定収集袋の取扱実績に係る報告及び委託料の支払について適用し、同日前の指定収集袋の取扱実績に係る報告及び委託料の支払については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 徴収事務の委託を行うための必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正前の様式第 1 号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

契約者番号 _____

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書
兼指定公金事務取扱者指定申出書

年 月 日

（宛先）高松市長

（申請者・申出者）

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

（個人の場合：生年月日）

担当者 氏名

部署

電話 _____

FAX _____

次のとおり高松市指定収集袋の取扱いをしたいので、添付書類を添えて提出します。

なお、この申請及び申出に当たり、私の高松市における市税の納付状況を確認することについて同意します。

取扱店名	
取扱店の所在地	高松市
業務内容	
電話	
F A X	
休業日	
営業時間	
担当者	
取り扱う公金の種類	家庭系一般廃棄物処理手数料
取扱開始予定日	年 月 日

※複数の店舗で取り扱う場合は、別紙に続きを記入してください。

（宛先）高松市長

（申出者）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

誓 約 書

（財産的基礎要件）

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書兼指定公金事務取扱者指定申出書の提出日において、国税（法人税（申出者が法人でない団体の場合にあつてはその団体の代表者の所得税、個人の場合にあつては所得税）と消費税及び地方消費税をいう。）の滞納がないことを誓約します。

なお、指定公金事務取扱者の指定を受けた後に、事実がこの誓約内容に反していることが判明した場合や徴収事務において、市へ払込みがなく、これを催促し、その後一定期間を経過し、なお払込みがない遅延行為が度重なる場合は、指定の取消しを受ける場合があることを了承します。

（宛先）高松市長

（申出者）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

誓 約 書

1 財産的基礎要件

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録申請書兼指定公金事務取扱者指定申出書の提出日において、国税（法人税（申出者が法人でない団体の場合にあつてはその団体の代表者の所得税、個人の場合にあつては所得税）と消費税及び地方消費税をいう。）の滞納がないことを誓約します。

なお、指定公金事務取扱者の指定を受けた後に、事実がこの誓約内容に反していることが判明した場合や徴収事務において、市へ払込みがなく、これを催促し、その後一定期間を経過し、なお払込みがない遅延行為が度重なる場合は、指定の取消しを受ける場合があることを了承します。

2 社会的信用等要件

指定公金事務取扱者の指定の申出に当たり、地方自治法施行令第173条第2号の規定に該当する者であることを誓約します。

地方自治法施行令（抄）

（指定公金事務取扱者等の要件）

第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一 略

二 その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

様式第1号の4（第2条関係）

年 月 日

指定公金事務取扱者指定通知書

高松市長

年 月 日付けで申出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者の指定について、審査の結果、下記のとおり指定したので通知します。

記

1 指定を受けた者の名称等

（1）商号又は名称

（2）住所又は所在地

2 指定の期間及び取り扱う公金の種類

（1）期間

（2）取り扱う公金の種類

年 月 日

指定公金事務取扱者不指定通知書

高松市長

年 月 日付けで申出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者の指定について、審査の結果、指定公金事務取扱者として指定しないこととしたので通知します。

記

1 申出をした者の名称等

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

2 指定しない理由

教示 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第7条関係）

契約者番号 _____

年 月 日

（宛先）高松市長

住所（所在地）
商号又は名称
代表者氏名

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店（追加・取消）届

次のとおり指定収集袋の取扱店を（追加・取消）したいので、届け出ます。

取 扱 店 名	
取 扱 店 の 所 在 地	高松市
業 務 内 容	
電 話	
F A X	
休 業 日	
営 業 時 間	
担 当 者	
備 考	

契約者番号 _____

年 月 日

（宛先）高松市長

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店登録事項変更届

次のとおり登録事項を変更したので、届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日 及び変更理由

※所在地の変更を伴う場合、移転先の電話、FAX、郵便番号も記入してください。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

高松市一般廃棄物指定収集袋取扱店解除届

次のとおり高松市家庭系一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約について、
解除したいので、届け出ます。

記

1 契約者番号

2 理由